

## 令和5年度利用者負担額（保育料）

### 3号認定【保育認定】

階層区分		利用者負担額(円)		
		標準時間	短時間	
1	生活保護世帯	0	0	
2	町民税非課税世帯	0	0	
3	町民税均等割のみ課税世帯	0	0	
4	町民税 所得割額	1円以上 48,600円未満	0	
5		48,600円以上 97,000円未満	0	
6		97,000円以上 169,000円未満	35,600	35,100
7		169,000円以上 301,000円未満	48,800	48,000
8		301,000円以上 397,000円未満	64,000	63,000
9		397,000円以上	67,200	64,800

### 【負担軽減】

○小学校就学前の範囲で、特定教育・保育施設などを同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額になります。

○子どもが3人以上いる世帯では、最年長の子どもから順に3人目以降は無料になります。

### 【その他の事項】

○令和元年10月より、3歳以上児は保育料が無料になりました。

○令和3年4月より、第3子以降の子どもの保育料が無料になりました。

○第3, 4, 5階層の保育料は、令和3年9月より、「山形県保育料無償化に向けた段階的負担軽減」により無料になっています。

○利用者負担額(保育料)算定にかかる市町村民税の額は、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割控除、配当控除、住宅借入金控除を適用する前の金額です。

○利用者負担額の算定は、4月～8月は前年度分、9月～3月は当年度分の町民税額で算定します。